

相続専用定期

取扱期間：平成30年4月2日～平成31年3月29日

特別金利！

年0.152%

- 預入期間：1年（自動継続扱い）
- 対象となる資金：相続により取得した資金



本所業務部	054-629-8682	大井川出張所	054-622-0115	下田支所	0558-22-1840
南伊豆出張所	0558-62-7009	伊豆伊東支所	0557-36-8413	西伊豆支所	0558-53-2707
沼津支所	0558-97-5985	静浦出張所	055-931-3038	由比支所	054-388-2233
御前崎支所	0548-63-0395	浜名支所	053-597-0540		

詳しくはお近くの店舗までお問い合わせください。

平成30年3月29日現在

【商品概要】

項目	内容
ご利用いただける方	金融機関(当連合会も含む)で相続手続き完了後、1年以内に相続により取得した資金を預けて頂けるお客様
お取扱期間	平成30年4月2日(月)～平成31年3月29日(金)
対象商品	スーパー定期・大口定期
対象となる資金	金融機関(当連合会も含む)で相続手続き完了後、1年以内に相続により取得した資金 ※すでに当連合会にお預け入れしている相続人名義の貯金(相続によらないもの)は対象外とさせていただきます。
お預け入れ金額	相続により取得した資金の範囲内とします。
お預け入れ期間	1年(自動継続扱い)
適用金利	○ 預け入れ期間1年 …… 年 0.152% ※満期継続後の適用金利は継続日当日の店頭表示金利となります。 ※中途解約される場合には、所定の中途解約利率が適用されます。
ご提示いただく書類	① 本人確認のできる書類 ② 相続手続きが完了した時期が確認できる書類(被相続人名義の解約済み通帳等) ③ 被相続人、相続人が確認できる書類(戸籍謄本等) ④ 相続により取得した資金と確認できる書類(遺産分割協議書等) ※当連合会で相続手続きを行ない取得した資金の場合は②～④の書類提出は不要
その他	○ATMでのお取扱いは対象外とさせていただきます。 ○他の優遇金利との併用はできません。 ○貯金保険制度の対象であり、貯金保険の範囲内で保護されます。 ○お利息には、20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われるお利息には、所得税額に対し復興特別所得税として0.315%が課せられるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ○取扱期間内でも諸事情により条件を変更させていただく場合がございます。

お申し込み・お問い合わせは、お近くの店舗窓口又は渉外担当者まで

JF マリンバンク静岡
静岡県信用漁業協同組合連合会

平成30年3月29日現在